（公印・契印省略）

総 政 企　２６９ 号
令和８年10月19日

統計委員会委員長
　津 谷　典 子　殿

総務大臣
　藤 井　比 早 之

諮問第214号
労働力調査の変更について（諮問）

標記について、令和８年９月28日付け総統労第182号により総務大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第２項において準用する同法第９条第４項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

（参考：別添申請関連書類の目次）

１．申請書 ･･･ 1

２．申請事項記載書（注：調査計画本文の記載に関する新旧対照表） ･･･ 2

別添資料１　調査票新旧対照表 ･･･ 6

別添資料２　集計事項一覧新旧対照表 ･･･ 7

３．変更後の調査計画（注：申請内容を反映した調査計画） ･･･ 16

別添１　標本抽出方法 ･･･ 22

別添２　基礎調査票 ･･･ 24

別添３　特定調査票 ･･･ 26

別添４　集計事項一覧 ･･･ 28

別添５　労働力調査における統計基準適用上の特記事項 ･･･ 31

別添６　労働力調査に使用する産業分類表 ･･･ 32

別添７　労働力調査に使用する職業分類表 ･･･ 33

４．労働力調査の実施の必要性等について ･･･ 34

【公印・契印省略】

総 統 労 第 182号
令和 8 年 9 月28日

総 務 大 臣 殿

総 務 大 臣

基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第１項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

労働力調査
（注：「使用する統計基準等」の変更については令和９年１月調査以降、
それ以外の変更については令和10年１月調査以降）

主管部課	総務省統計局統計調査部 国勢統計課労働力人口統計室
事務担当者	三浦、古賀 電話:03（5273）1161 Email：l-kikaku1@soumu.go.jp

別紙

申請事項記載書

１　調査の名称

労働力調査

２　変更の内容

変更案	変更前	変更理由
５　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 （１）報告を求める事項 ②　労働力調査特定調査票（２年目の２か月目の世帯についてのみ調査を行う。）（別添３） ア　15 歳以上の世帯員に関する事項 （ア）氏名 （イ）在学、卒業等教育の状況 （ウ）仕事からの年間収入 イ　就業者に関する事項 （ア）短時間就業及び休業の理由 （イ）就業時間増減希望の有無 （ウ）現職に就いた時期 （エ）今の雇用形態を選んだ理由 （オ）転職の希望の有無 （カ）追加就業の希望の有無 （キ）就業時間の増加の可否 （ク）前職の有無 ウ　失業者に関する事項 （ア）求職活動の方法 （イ）求職活動の期間	５　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 （１）報告を求める事項 ②　労働力調査特定調査票（２年目の２か月目の世帯についてのみ調査を行う。）（別添３） ア　15 歳以上の世帯員に関する事項 （ア）氏名 （イ）在学、卒業等教育の状況 （ウ）仕事からの年間収入 イ　就業者に関する事項 （ア）短時間就業及び休業の理由 （イ）就業時間増減希望の有無 （ウ）現職に就いた時期 （エ）今の雇用形態を選んだ理由 （オ）転職などの希望の有無 （カ）就業時間の増加及び仕事の追加の可否 （キ）前職の有無 ウ　失業者に関する事項 （ア）求職活動の方法 （イ）求職活動の期間	・別添３の詳細な変更内容は、別添資料１の調査票新旧対照表を参照 （令和 10 年１月調査以降） ・就業異動のより的確な把握のため調査事項を分割 ・ILO 決議の追加就労希望就業者の定義により則した調査事項への変更

変更案	変更前	変更理由
（ウ）探している仕事の形態 （エ）就職できない理由 （オ）前職の有無 エ　非労働力人口に関する事項 （ア）就業の希望の有無 （イ）非求職の理由 （ウ）希望する又は内定している仕事の形態 （エ）就業の可能性 （オ）前職の有無 オ　前職のある者に関する事項 （ア）前職の従業上の地位及び雇用形態 （イ）前職の事業の種類 （ウ）前職の仕事の種類 （エ）前職の企業全体の従業者数 （オ）前職をやめた時期 （カ）前職をやめた理由	（ウ）探している仕事の形態 （エ）就職できない理由 （オ）前職の有無 エ　非労働力人口に関する事項 （ア）就業の希望の有無 （イ）非求職の理由 （ウ）希望する又は内定している仕事の形態 （エ）就業の可能性 （オ）前職の有無 オ　前職のある者に関する事項 （ア）前職の従業上の地位及び雇用形態 （イ）前職の事業の種類 （ウ）前職の仕事の種類 （エ）前職の企業全体の従業者数 （オ）前職をやめた時期 （カ）前職をやめた理由	

変更案	変更前	変更理由
8　集計事項 次に掲げる事項について集計する（詳細は別添４のとおり）。 ①　15 歳以上人口について、就業・不就業状態に関する事項 ②　15 歳以上人口について、教育及び収入に関する事項 ③　15 歳以上人口について、前職に関する事項 ④　就業者について、現職に就いた時期、産業、従業上の地位・雇用形態、雇用契約期間、従業者階級、職業及び経営組織に関する事項 ⑤　就業者について、週間就業時間、週間就業日数及び月間就業日数に関する事項 ⑥　就業者について、転職、就業時間増減希望及び就業時間増加の可否に関する事項 ⑦　失業者について、就職できない理由、探している仕事及び求職理由に関する事項 ⑧　失業者及び非労働力人口について、求職活動の状況に関する事項 ⑨　非労働力人口について、新規就業希望に関する事項及び就業の可能性に関する事項 ⑩　その他就業又は不就業の状態及びこれに附帯する事項 10 使用する統計基準等 ■使用する　→　■日本標準産業分類　■日本標準職業分類　■その他（季節調整法の適用に当たっての統計基準）	8　集計事項 次に掲げる事項について集計する（詳細は別添４のとおり）。 ①　15 歳以上人口について、就業・不就業状態に関する事項 ②　15 歳以上人口について、教育及び収入に関する事項 ③　15 歳以上人口について、前職に関する事項 ④　就業者について、現職に就いた時期、産業、従業上の地位・雇用形態、雇用契約期間、従業者階級、職業及び経営組織に関する事項 ⑤　就業者について、週間就業時間、週間就業日数及び月間就業日数に関する事項 ⑥　就業者について、転職、就業時間増減希望及び就業時間増加の可否に関する事項 ⑦　失業者について、就職できない理由、探している仕事及び求職理由に関する事項 ⑧　失業者及び非労働力人口について、求職活動の状況に関する事項 ⑨　非労働力人口について、新規就業希望に関する事項及び就業の可能性に関する事項 ⑩　その他就業又は不就業の状態及びこれに附帯する事項 10 使用する統計基準等 ■使用する　→　■日本標準産業分類　■日本標準職業分類　■その他（季節調整法の適用に当たっての統計基準）	・別添４の詳細な変更内容については別添資料２の集計事項一覧新旧対照表を参照 （令和 10 年１月調査以降）

変更案	変更前	変更理由
□使用しない 産業分類及び職業分類は、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づいたものとするが、大分類項目を除く分類項目の一部については、分類項目を細分し、又は分類項目のいずれかを集約して表章に利用する。 ただし、「労働力統計における統計基準適用上の特記事項」（別添５、別添６及び別添７）に掲げる分類項目についてはこの限りではない。 また、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」に準拠し、X-13ARIMA-SEATSにより季節調整を行うとともに、季節調整法の運用に関する情報等をホームページで公表する。 （注）ただし、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」に基づく季節調整法に関する事項については令和９年１月調査から適用する。	□使用しない 産業分類及び職業分類は、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づいたものとするが、大分類項目を除く分類項目の一部については、分類項目を細分し、又は分類項目のいずれかを集約して表章に利用する。 ただし、「労働力統計における統計基準適用上の特記事項」（別添５、別添６及び別添７）に掲げる分類項目についてはこの限りではない。 また、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」に準拠し、X-12-ARIMAにより季節調整を行うとともに、季節調整法の運用に関する情報等をホームページで公表する。	・季節調整値の作成に用いているX-12-ARIMA の提供は既に終了しており、現在の最新ソフトウェアはX-13ARIMA-SEATS（2013 年から提供開始）となっている。 X-13ARIMA-SEATS は、X-12-ARIMA に機能の拡充がなされたものであり、これまでの X-12-ARIMA と同様の季節調整を行うことが可能であることから、ソフトウェアの切替えを行う。 （令和９年１月調査以降）

別添資料１

労働力調査　調査票新旧対照表

【特定調査票】

	変更案	現行	変更理由
1	**A5** 転職を希望していますか 転職を希望している（実際に転職先を探している／転職先は探していない）／転職を希望していない **A6** 今の仕事のほかに別の仕事も希望していますか 今の仕事のほかに別の仕事もしたい（実際に別の仕事を探している／別の仕事は探していない）／別の仕事を希望していない	A5 転職などを希望していますか 転職などを希望している（実際に仕事を探している／仕事を探していない）／転職などを希望していない	・就業異動のより的確な把握のため調査事項を分割 ※以降、「今の仕事の前に何か仕事をしていましたか」まで調査事項の項番を繰下げ
2	**A7** 今より就業時間を増やすことができますか 今より就業時間の長い仕事への転職や 別の仕事を追加できる場合も含めます できる／できない	A6 今の仕事の就業時間を増やしたり 新しく仕事を追加することができますか できる／できない	・ILO 決議の追加就労希望就業者の定義により則した調査事項への変更

別添資料２

別添４　労働力調査　集計事項一覧新旧対照表

新	旧	変更理由
［基本集計（全国）について月別，四半期平均，年平均及び年度平均］ ・就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位，週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模・求職理由別 15 歳以上人口 ・就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位，週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模・世帯の種類・世帯の家族類型・求職理由，年齢階級別 15 歳以上人口 ・就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位，週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模，世帯の種類，世帯主との続き柄・年齢階級別 15 歳以上人口 ・就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位，週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模，配偶関係，年齢階級別 15 歳以上人口 ・就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位，週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模，世帯の種類別 15 歳以上人口 ・前月及び今月の就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位，従業者規模，雇用形態，年齢階級別 15 歳以上人口 ・前月及び今月の就業状態，産業，年齢階級別 15 歳以上人口	［基本集計（全国）について月別，四半期平均，年平均及び年度平均］ ・就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位，週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模・求職理由別 15 歳以上人口 ・就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位，週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模・世帯の種類・世帯の家族類型・求職理由，年齢階級別 15 歳以上人口 ・就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位，週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模，世帯の種類，世帯主との続き柄・年齢階級別 15 歳以上人口 ・就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位，週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模，配偶関係，年齢階級別 15 歳以上人口 ・就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位，週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模，世帯の種類別 15 歳以上人口 ・前月及び今月の就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位，従業者規模，雇用形態，年齢階級別 15 歳以上人口 ・前月及び今月の就業状態，産業，年齢階級別 15 歳以上人口	

新	旧	変更理由
・産業, 従業上の地位, 従業者規模, 週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間別就業者数 ・年齢階級, 産業別就業者数・雇用者数 ・産業, 従業上の地位, 雇用形態, 雇用契約期間, 年齢階級, 週間就業時間別就業者数 ・世帯の種類, 世帯主との続き柄・年齢階級・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模・産業・職業, 就業時間・日数別就業者数 ・産業, 職業別就業者数・就業時間・日数 ・職業, 従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間別就業者数 ・産業, 経営組織別雇用者数 ・世帯の種類, 世帯主との続き柄・配偶関係・年齢階級・従業者規模・産業・職業・週間就業時間, 従業上の地位, 雇用形態・雇用契約期間別役員を除く雇用者数 ・世帯の種類, 世帯主との続き柄, 探している�事の主従, 年齢階級別<u>失業者数及び完全失業者数</u> ・探している仕事の主従, 求職理由, 年齢階級別<u>失業者数及び完全失業者数</u> ・探している仕事の主従, 求職理由, 世帯の種類, 世帯主との続き柄, 年齢階級別<u>失業者数及び完全失業者数</u> ・世帯主の年齢階級, 世帯の種類・世帯の家族類型別世帯数 ・世帯主の産業・世帯主の職業・世帯人員・15 歳以上世帯人員・就業人員, 世帯の種類別世帯数	・産業, 従業上の地位, 従業者規模, 週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間別就業者数 ・年齢階級, 産業別就業者数・雇用者数 ・産業, 従業上の地位, 雇用形態, 雇用契約期間, 年齢階級, 週間就業時間別就業者数 ・世帯の種類, 世帯主との続き柄・年齢階級・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模・産業・職業, 就業時間・日数別就業者数 ・産業, 職業別就業者数・就業時間・日数 ・職業, 従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間別就業者数 ・産業, 経営組織別雇用者数 ・世帯の種類, 世帯主との続き柄・配偶関係・年齢階級・従業者規模・産業・職業・週間就業時間, 従業上の地位, 雇用形態・雇用契約期間別役員を除く雇用者数 ・世帯の種類, 世帯主との続き柄, 探している仕事の主従, 年齢階級別<u>失業者数(※)</u> ・探している仕事の主従, 求職理由, 年齢階級別<u>失業者数(※)</u> ・探している仕事の主従, 求職理由, 世帯の種類, 世帯主との続き柄, 年齢階級別<u>失業者数(※)</u> ・世帯主の年齢階級, 世帯の種類・世帯の家族類型別世帯数 ・世帯主の産業・世帯主の職業・世帯人員・15 歳以上世帯人員・就業人員, 世帯の種類別世帯数	・失業者数について、前年同月比較及び季節調整値による前月比較が可能となったことから、経過的な取扱いに係る注記を削除し、「失業者数」と「完全失業者数」の双方を集計・公表するよう変更

新	旧	変更理由
・夫の就業状態，妻の就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位，週間就業時間，月間就業時間，世帯の家族類型別夫婦のいる世帯数 ・夫の就業状態，妻の年齢階級，妻の就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位，週間就業時間，月間就業時間，世帯の家族類型別夫婦のいる世帯数 ・世帯主の年齢階級，世帯主の就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位，週間就業時間別単身世帯数・母子世帯数・高齢者世帯数 ・世帯特性・世帯主及び配偶者の年齢階級別親族世帯数 ［基本集計（全国）について年平均］ ・年齢階級，職業別就業者数 ・就業状態，農林業・非農林業，年齢階級，世帯の種類別人口 ・世帯の種類，世帯主との続き柄，年齢階級，従業上の地位，雇用形態，雇用契約期間，従業者規模，産業，職業別年間平均就業日数・時間 ・産業，職業別年間就業時間 ［基本集計（地域）について四半期平均及び年平均］ ・年齢階級，就業状態・配偶関係・従業上の地位・雇用形態・産業・求職理由別 15 歳以上人口 ・年齢階級，職業・週間就業時間・月間就業日数・月間就業時間・従業者規模別就業者数	・夫の就業状態，妻の就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位，週間就業時間，月間就業時間，世帯の家族類型別夫婦のいる世帯数 ・夫の就業状態，妻の年齢階級，妻の就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位，週間就業時間，月間就業時間，世帯の家族類型別夫婦のいる世帯数 ・世帯主の年齢階級，世帯主の就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位，週間就業時間別単身世帯数・母子世帯数・高齢者世帯数 ・世帯特性・世帯主及び配偶者の年齢階級別親族世帯数 ［基本集計（全国）について年平均］ ・年齢階級，職業別就業者数 ・就業状態，農林業・非農林業，年齢階級，世帯の種類別人口 ・世帯の種類，世帯主との続き柄，年齢階級，従業上の地位，雇用形態，雇用契約期間，従業者規模，産業，職業別年間平均就業日数・時間 ・産業，職業別年間就業時間 ［基本集計（地域）について四半期平均及び年平均］ ・年齢階級，就業状態・配偶関係・従業上の地位・雇用形態・産業・求職理由別 15 歳以上人口 ・年齢階級，職業・週間就業時間・月間就業日数・月間就業時間・従業者規模別就業者数	

新	旧	変更理由
（削除） ［詳細集計（全国）について四半期平均及び年平均］ ・就業状態・新規就業者・転職者・現職の雇用形態についている理由・求職理由・前職の離職理由・失業期間・探している仕事の形態・就業希望の有無・非求職理由，年齢階級，世帯の種類別 15 歳以上人口 ・就業状態・年齢階級・農林業・非農林業・就業希望の有無，配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育別 15 歳以上人口 ・就業状態・従業上の地位・雇用形態・農林業・非農林業・求職理由・前職の離職理由・探している仕事の形態・就業希望の有無・非求職理由，年齢階級・教育，世帯主との続き柄別 15 歳以上人口 ・前職の産業・前職の職業，前職の離職時期，前職の離職理由，就業状態別 15 歳以上人口 ・年齢階級・教育，配偶関係，就業状態・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・探している仕事の形態・就業希望の有無・希望している仕事の形態別 15 歳以上人口	※ 前年同月比較及び季節調整値による前月比較が可能となるまで、これまでの完全失業者についての結果を公表する。 ［詳細集計（全国）について四半期平均及び年平均］ ・就業状態・新規就業者・転職者・現職の雇用形態についている理由・求職理由・前職の離職理由・失業期間・探している仕事の形態・就業希望の有無・非求職理由，年齢階級，世帯の種類別 15 歳以上人口 ・就業状態・年齢階級・農林業・非農林業・就業希望の有無，配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育別 15 歳以上人口 ・就業状態・従業上の地位・雇用形態・農林業・非農林業・求職理由・前職の離職理由・探している仕事の形態・就業希望の有無・非求職理由，年齢階級・教育，世帯主との続き柄別 15 歳以上人口 ・前職の産業・前職の職業，前職の離職時期，前職の離職理由，就業状態別 15 歳以上人口 ・年齢階級・教育，配偶関係，就業状態・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・探している仕事の形態・就業希望の有無・希望している仕事の形態別 15 歳以上人口	・失業者数について、前年同月比較及び季節調整値による前月比較が可能となったことから、経過的な取扱いに係る注記を削除

新	旧	変更理由
・産業･従業上の地位･雇用形態･雇用契約期間･職業, 年齢階級･配偶関係･世帯の種類･世帯主との続き柄･教育･従業者規模別就業者数 ・世帯の種類･世帯主との続き柄･年齢階級･従業上の地位･雇用形態･雇用契約期間･産業･職業･週間就業時間, 就業状態･前職の有無･前職の離職時期･前職の離職理由別就業者数 ・前職の従業上の地位･前職の雇用形態･前職の職業･前職の離職理由･年齢階級, 離職期間別転職者数 ・年齢階級･前職の有無, 従業上の地位･雇用形態･雇用契約期間･産業別就業者数 ・週間就業時間, 転職等希望の有無･仕事からの収入･年齢階級･世帯の種類･世帯主との続き柄･教育･従業上の地位･雇用形態･雇用契約期間･従業者規模･就業時間増減希望の有無･就業時間増加の可否別就業者数 ・仕事からの収入･年齢階級･配偶関係･世帯の種類･世帯主との続き柄, 週間就業時間･短時間就業の理由･就業時間増減希望の有無別就業者数 ・世帯の種類･世帯主との続き柄･年齢階級･現職の従業上の地位･現職の雇用形態･現職の雇用契約期間･現職の従業者規模, 前職の離職時期･前職の従業上の地位･前職の雇用形態･前職の従業者規模･離職期間別就業者数	・産業･従業上の地位･雇用形態･雇用契約期間･職業, 年齢階級･配偶関係･世帯の種類･世帯主との続き柄･教育･従業者規模別就業者数 ・世帯の種類･世帯主との続き柄･年齢階級･従業上の地位･雇用形態･雇用契約期間･産業･職業･週間就業時間, 就業状態･前職の有無･前職の離職時期･前職の離職理由別就業者数 ・前職の従業上の地位･前職の雇用形態･前職の職業･前職の離職理由･年齢階級, 離職期間別転職者数 ・年齢階級･前職の有無, 従業上の地位･雇用形態･雇用契約期間･産業別就業者数 ・週間就業時間, 転職等希望の有無･仕事からの収入･年齢階級･世帯の種類･世帯主との続き柄･教育･従業上の地位･雇用形態･雇用契約期間･従業者規模･就業時間増減希望の有無･就業時間増加の可否別就業者数 ・仕事からの収入･年齢階級･配偶関係･世帯の種類･世帯主との続き柄, 週間就業時間･短時間就業の理由･就業時間増減希望の有無別就業者数 ・世帯の種類･世帯主との続き柄･年齢階級･現職の従業上の地位･現職の雇用形態･現職の雇用契約期間･現職の従業者規模, 前職の離職時期･前職の従業上の地位･前職の雇用形態･前職の従業者規模･離職期間別就業者数	・調査事項の変更に伴い、集計事項の転職等希望を転職希望と追加就業希望の別で表章する

新	旧	変更理由
・世帯の種類･世帯主との続き柄･年齢階級･現職の産業･現職の職業, 前職の離職時期･前職の産業･前職の職業･離職期間別就業者数 ・仕事からの収入･産業･職業, 従業上の地位･雇用形態･雇用契約期間･週間就業時間･月間就業時間別役員を除く雇用者数 ・週間就業時間･世帯の種類･世帯主との続き柄･年齢階級, 産業･職業･従業上の地位･雇用形態･雇用契約期間･従業者規模別就業者数	・世帯の種類･世帯主との続き柄･年齢階級･現職の産業･現職の職業, 前職の離職時期･前職の産業･前職の職業･離職期間別就業者数 ・仕事からの収入･産業･職業, 従業上の地位･雇用形態･雇用契約期間･週間就業時間･月間就業時間別役員を除く雇用者数 ・週間就業時間･世帯の種類･世帯主との続き柄･年齢階級, 産業･職業･従業上の地位･雇用形態･雇用契約期間･従業者規模別就業者数	
・年齢階級･配偶関係･世帯の種類･世帯主との続き柄･従業上の地位･産業･職業, 転職等希望の有無別短時間就業者数 ・仕事からの収入, 年齢階級･世帯の種類･世帯主との続き柄･従業上の地位･雇用形態･雇用契約期間･教育別就業者数	・年齢階級･配偶関係･世帯の種類･世帯主との続き柄･従業上の地位･産業･職業, 転職等希望の有無別短時間就業者数 ・仕事からの収入, 年齢階級･世帯の種類･世帯主との続き柄･従業上の地位･雇用形態･雇用契約期間･教育別就業者数	・調査事項の変更に伴い、集計事項の転職等希望を転職希望と追加就業希望の別で表章する
・世帯の種類･世帯主との続き柄･配偶関係･年齢階級･教育･仕事からの収入･週間就業時間･短時間就業の理由･就業時間増減希望の有無･転職等希望の有無･従業上の地位･従業者規模･産業･職業, 雇用形態･雇用契約期間, 現職の雇用形態についている理由･前職の有無別非正規の職員･従業員数 ・前職の従業上の地位･前職の雇用形態･前職の従業者規模･前職の産業･前職の職業･前職の離職理由, 現職の雇用形態, 現職の雇用形態についている理由･前職の離職時期別非正規の職員･従業員数	・世帯の種類･世帯主との続き柄･配偶関係･年齢階級･教育･仕事からの収入･週間就業時間･短時間就業の理由･就業時間増減希望の有無･転職等希望の有無･従業上の地位･従業者規模･産業･職業, 雇用形態･雇用契約期間, 現職の雇用形態についている理由･前職の有無別非正規の職員･従業員数 ・前職の従業上の地位･前職の雇用形態･前職の従業者規模･前職の産業･前職の職業･前職の離職理由, 現職の雇用形態, 現職の雇用形態についている理由･前職の離職時期別非正規の職員･従業員数	・調査事項の変更に伴い、集計事項の転職等希望を転職希望と追加就業希望の別で表章する

新	旧	変更理由
・年齢階級･従業上の地位･雇用形態･雇用契約期間･産業･職業, 教育別転職等希望の就業者数 ・農林業･非農林業, 従業上の地位, 雇用形態, 雇用契約期間, 従業者規模, 年齢階級, 週間就業時間別転職等希望者数 ・年齢階級, 教育, 仕事からの収入（年間）, 雇用形態, 雇用契約期間, 従業上の地位, 産業, 職業, 在職期間別就業者数 ・求職方法, 求職理由･仕事につけない理由･年齢階級･世帯の種類･世帯主との続き柄･失業期間別失業者数 ・年齢階級･世帯の種類･探している仕事の形態･求職理由･仕事につけない理由, 失業期間別失業者数 ・年齢階級･世帯の種類･世帯主との続き柄･探している仕事の形態･求職理由･前職の離職時期･前職の離職理由･仕事につけない理由, 失業期間･探している仕事の主従別失業者数 ・世帯の種類･世帯主との続き柄･教育･年齢階級･失業期間, 前職の産業, 前職の職業, 求職理由･前職の離職理由･仕事につけない理由別失業者数 ・年齢階級･世帯の種類･教育･配偶関係･求職方法･失業期間, 探している仕事の形態別失業者数 ・求職理由･前職の離職理由･仕事につけない理由･前職の有無･前職の産業･前職の職業, 探している仕事の形態別失業者数 ・年齢階級･世帯の種類･世帯主との続き柄･配偶関係･主な求職方法･失業期間, 教育別失業者数	・年齢階級･従業上の地位･雇用形態･雇用契約期間･産業･職業, 教育別転職等希望の就業者数 ・農林業･非農林業, 従業上の地位, 雇用形態, 雇用契約期間, 従業者規模, 年齢階級, 週間就業時間別転職等希望者数 ・年齢階級, 教育, 仕事からの収入（年間）, 雇用形態, 雇用契約期間, 従業上の地位, 産業, 職業, 在職期間別就業者数 ・求職方法, 求職理由･仕事につけない理由･年齢階級･世帯の種類･世帯主との続き柄･失業期間別失業者数 ・年齢階級･世帯の種類･探している仕事の形態･求職理由･仕事につけない理由, 失業期間別失業者数 ・年齢階級･世帯の種類･世帯主との続き柄･探している仕事の形態･求職理由･前職の離職時期･前職の離職理由･仕事につけない理由, 失業期間･探している仕事の主従別失業者数 ・世帯の種類･世帯主との続き柄･教育･年齢階級･失業期間, 前職の産業, 前職の職業, 求職理由･前職の離職理由･仕事につけない理由別失業者数 ・年齢階級･世帯の種類･教育･配偶関係･求職方法･失業期間, 探している仕事の形態別失業者数 ・求職理由･前職の離職理由･仕事につけない理由･前職の有無･前職の産業･前職の職業, 探している仕事の形態別失業者数 ・年齢階級･世帯の種類･世帯主との続き柄･配偶関係･主な求職方法･失業期間, 教育別失業者数	・調査事項の変更に伴い、集計事項の転職等希望を転職希望と追加就業希望の別で表章する

新	旧	変更理由
・年齢階級･配偶関係･世帯の種類･世帯主との続き柄, 前職の離職時期･前職の従業上の地位･前職の雇用形態･前職の従業者規模･前職の産業･前職の職業別失業者数 ・前職の従業上の地位･前職の雇用形態･前職の従業者規模･前職の離職理由･前職の産業･前職の職業, 失業期間･求職方法･年齢階級別離職した失業者数 ・前職の離職時期･前職の従業上の地位･前職の雇用形態･前職の従業者規模･前職の産業･前職の職業, 前職の離職理由･年齢階級別離職した失業者数 ・年齢階級･前職の従業上の地位･前職の雇用形態･前職の産業･前職の職業, 教育別失業者 ・年齢階級･求職理由, 前職の離職理由･教育別前職のある失業者数 ・前職の有無･就業希望の有無･就業可能時期, 年齢階級･世帯の種類･世帯主との続き柄･教育･希望している仕事の形態別非労働力人口 ・年齢階級･世帯の種類･世帯主との続き柄･教育, 就業希望の有無･希望している仕事の形態別非労働力人口 ・求職活動の有無及び時期･年齢階級･世帯の種類･世帯主との続き柄･教育, 前職の有無･非求職理由別就業希望の非労働力人口 ・前職の有無･前職の離職時期･前職の離職理由･前職の従業上の地位･前職の雇用形態･前職の従業者規模･前職の産	・年齢階級･配偶関係･世帯の種類･世帯主との続き柄, 前職の離職時期･前職の従業上の地位･前職の雇用形態･前職の従業者規模･前職の産業･前職の職業別失業者数 ・前職の従業上の地位･前職の雇用形態･前職の従業者規模･前職の離職理由･前職の産業･前職の職業, 失業期間･求職方法･年齢階級別離職した失業者数 ・前職の離職時期･前職の従業上の地位･前職の雇用形態･前職の従業者規模･前職の産業･前職の職業, 前職の離職理由･年齢階級別離職した失業者数 ・年齢階級･前職の従業上の地位･前職の雇用形態･前職の産業･前職の職業, 教育別失業者 ・年齢階級･求職理由, 前職の離職理由･教育別前職のある失業者数 ・前職の有無･就業希望の有無･就業可能時期, 年齢階級･世帯の種類･世帯主との続き柄･教育･希望している仕事の形態別非労働力人口 ・年齢階級･世帯の種類･世帯主との続き柄･教育, 就業希望の有無･希望している仕事の形態別非労働力人口 ・求職活動の有無及び時期･年齢階級･世帯の種類･世帯主との続き柄･教育, 前職の有無･非求職理由別就業希望の非労働力人口 ・前職の有無･前職の離職時期･前職の離職理由･前職の従業上の地位･前職の雇用形態･前職の従業者規模･前職の産	

新	旧	変更理由
業・前職の職業，年齢階級・求職活動の有無及び時期・就業可能時期別就業希望の非労働力人口 ・希望している仕事の形態・非求職理由，求職活動の有無及び時期・就業可能時期別就業希望の非労働力人口 ・前職の離職時期・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の産業・前職の職業，前職の離職理由・年齢階級別前職のある非労働力人口 ・年齢階級・希望している仕事の形態，教育別非労働力人口 ・妻の年齢階級，妻の就業状態・夫の就業状態・農林業・非農林業・従業上の地位・週間就業時間・就業希望の有無・仕事からの収入（年間）・夫の求職理由，世帯の家族類型・子供の数・末子の年齢階級別夫婦のいる世帯数 ・世帯主の年齢階級，就業状態・農林業・非農林業・従業上の地位・週間就業時間別母子世帯数及び高齢者世帯数 ・就業状態・従業上の地位・雇用形態・新規就業者・転職者・求職理由・前職の離職理由・失業期間・探している仕事の形態・就業希望の有無・非求職理由，年齢階級別単身者数 ［詳細集計（全国）について年平均］ ・年齢階級，就業状態・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・探している仕事の形態・就業希望の有無・希望している仕事の形態別 15 歳以上人口	業・前職の職業，年齢階級・求職活動の有無及び時期・就業可能時期別就業希望の非労働力人口 ・希望している仕事の形態・非求職理由，求職活動の有無及び時期・就業可能時期別就業希望の非労働力人口 ・前職の離職時期・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の産業・前職の職業，前職の離職理由・年齢階級別前職のある非労働力人口 ・年齢階級・希望している仕事の形態，教育別非労働力人口 ・妻の年齢階級，妻の就業状態・夫の就業状態・農林業・非農林業・従業上の地位・週間就業時間・就業希望の有無・仕事からの収入（年間）・夫の求職理由，世帯の家族類型・子供の数・末子の年齢階級別夫婦のいる世帯数 ・世帯主の年齢階級，就業状態・農林業・非農林業・従業上の地位・週間就業時間別母子世帯数及び高齢者世帯数 ・就業状態・従業上の地位・雇用形態・新規就業者・転職者・求職理由・前職の離職理由・失業期間・探している仕事の形態・就業希望の有無・非求職理由，年齢階級別単身者数 ［詳細集計（全国）について年平均］ ・年齢階級，就業状態・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・探している仕事の形態・就業希望の有無・希望している仕事の形態別 15 歳以上人口	

調査計画（変更後）

１　調査の名称
　労働力調査

２　調査の目的
　本調査は、国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。

３　調査対象の範囲
（１）地域的範囲（■全国　□その他）

（２）属性的範囲（■個人　■世帯　□事業所　□企業・法人・団体　□地方公共団体　□その他）

４　報告を求める個人又は法人その他の団体
（１）報告者数
　①　労働力調査基礎調査票
　　約40,000世帯及びその世帯員約110,000人（母集団の大きさ　約5000万世帯、約１億3000万人）

　②　労働力調査特定調査票
　　約10,000世帯及びその世帯員のうち15歳以上の者約25,000人（母集団の大きさ約5000万世帯、約１億1000万人）

（注）報告者数の考え方については、別添１の（３）のとおり

（２）報告者の選定方法（□全数　■無作為抽出（□全数階層あり）　□有意抽出）
　①　労働力調査基礎調査票
　　労働力調査基礎調査票の報告を求める世帯（以下「報告世帯」という。）は、層化２段抽出法により選定する。具体的には、国勢調査調査区の中から地域別・調査区の特性別に約2,900調査区（以下「標本調査区」という。）を抽出し、標本調査区内にある世帯の中から１標本調査区当たり16世帯を基本とし、計約40,000世帯を報告世帯として選定する。
　　なお、標本調査区は２年間固定し、選定した標本調査区では、各年とも、同一の連続する４か月のみ調査を行う。その際には、前半の２か月と後半の２か月で別の報告世帯に報告を求める（すなわち、報告世帯は、２年間にわたり、同じ２か月についてのみ報告を行うことになる。）。
　　また、標本調査区の変更に伴うデータの不連続が大きくならないようにするため、標本調査区は、毎月約８分の１ずつ変更する（詳細は別添１のとおり）。

　②　労働力調査特定調査票
　　前記４（１）①の報告世帯のうち、２年目の２か月目に該当する報告世帯を、労働

力調査特定調査票の報告を求める世帯として選定する。

（３）報告義務者

後記５（１）①中のアに掲げる事項については調査世帯の世帯員が、後記５（１）①中のイ及び後記５（１）②に掲げる事項については調査世帯の15歳以上の世帯員が、後記５（１）①中のウに掲げる事項については調査世帯の世帯主がそれぞれ報告しなければならない。

５　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（１）報告を求める事項

①　労働力調査基礎調査票（別添２）

ア　全ての世帯員に関する事項（15歳未満の世帯員については、１か月目に行う調査においてのみ対象とする。）

（ア）男女の別

（イ）出生の年月

（ウ）世帯主との続き柄

イ　15歳以上の世帯員に関する事項

（ア）氏名

（イ）配偶の関係

（ウ）調査の期日を最終日とする７日間における就業状態

（エ）所属の事業所の名称、経営組織及び事業の種類

（オ）所属の企業全体の従業者数

（カ）仕事の種類

（キ）勤めか自営かの別及び勤め先における呼称

（ク）雇用契約期間の定めの有無及び１回当たりの雇用契約期間

（ケ）１週間の就業時間及び就業日数

（コ）１か月間の就業日数

（サ）最近の求職活動の時期

（シ）就業の可能性

（ス）探している仕事の位置付け（主にする仕事か又はかたわらにする仕事か）

（セ）求職の理由

ウ　世帯に関する事項

（ア）15歳以上の世帯員の数及び男女、年齢階級別15歳未満の世帯員の数

（イ）世帯員の異動状況（２か月目の世帯についてのみ調査を行う。）

②　労働力調査特定調査票（２年目の２か月目の世帯についてのみ調査を行う。）（別添３）

ア　15歳以上の世帯員に関する事項

（ア）氏名

（イ）在学、卒業等教育の状況

（ウ）仕事からの年間収入

イ　就業者に関する事項

（ア）短時間就業及び休業の理由

（イ）就業時間増減希望の有無
（ウ）現職に就いた時期
（エ）今の雇用形態を選んだ理由
（オ）転職の希望の有無
（カ）追加就業の希望の有無
（キ）就業時間の増加の可否
（ク）前職の有無

ウ　失業者に関する事項
（ア）求職活動の方法
（イ）求職活動の期間
（ウ）探している仕事の形態
（エ）就職できない理由
（オ）前職の有無

エ　非労働力人口に関する事項
（ア）就業の希望の有無
（イ）非求職の理由
（ウ）希望する又は内定している仕事の形態
（エ）就業の可能性
（オ）前職の有無

オ　前職のある者に関する事項
（ア）前職の従業上の地位及び雇用形態
（イ）前職の事業の種類
（ウ）前職の仕事の種類
（エ）前職の企業全体の従業者数
（オ）前職をやめた時期
（カ）前職をやめた理由

〔集計しない事項の有無　□無　■有〕
・氏名は、内容審査の際の問合せにのみ用いるものであり、集計は行わない。

（２）基準となる期日又は期間
調査は、毎月末日（ただし、12月は26日）現在によって行う。
就業状態については、毎月の末日に終わる１週間（ただし、12月は20日から26日までの１週間）の状態を調査する。

6　報告を求めるために用いる方法
（１）調査系統
総務省－都道府県－指導員－調査員－報告者

（２）調査方法
■郵送調査　■オンライン調査（■政府統計共同利用システム　□独自のシステム　□電子メール）　■調査員調査　□その他（　　）

〔調査方法の概要〕

① 統計調査員

ア　都道府県知事は、統計調査員として指導員及び調査員を置く。

　指導員及び調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区内にある調査世帯に係る調査票の配布及び取集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

イ　前記アの規定にかかわらず、指導員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、調査員に対する指導、調査票その他関係書類の検査、実施状況検査票の作成及びこれらに附帯する事務を行うものとする。

ウ　前記ア及びイの規定にかかわらず、特別の事情により調査員が前記アの事務の一部を行うことができないときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

② 調査の方法

ア　調査票の配布・取集とも調査員（前記①ウの規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下同じ。）が行う自計調査として行う。

　ただし、前記５（１）①中のウに掲げる事項については、調査員が世帯主の報告に基づき、調査票に記入する。

　また、災害等に起因し、調査員が訪問することによる調査票の配布・取集が困難な場合は、郵送により調査票を配布・取集することができる。

イ　調査世帯は、調査票について、政府統計共同利用システムにアクセスして回答することができる。

7　報告を求める期間

（１）調査の周期

□１回限り　■毎月　□四半期　□１年　□２年　□３年　□５年　□不定期

□その他（　　）

（１年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：　　年）

（２）調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査対象月の翌月３日（ただし、12月分に係る調査は12月29日）までに調査票の取集を行う。

8　集計事項

次に掲げる事項について集計する（詳細は別添４のとおり）。

① 15 歳以上人口について、就業・不就業状態に関する事項

② 15 歳以上人口について、教育及び収入に関する事項

③ 15 歳以上人口について、前職に関する事項

④ 就業者について、現職に就いた時期、産業、従業上の地位・雇用形態、雇用契約期間、従業者階級、職業及び経営組織に関する事項

⑤ 就業者について、週間就業時間、週間就業日数及び月間就業日数に関する事項

⑥　就業者について、転職、就業時間増減希望及び就業時間増加の可否に関する事項
⑦　失業者について、就職できない理由、探している仕事及び求職理由に関する事項
⑧　失業者及び非労働力人口について、求職活動の状況に関する事項
⑨　非労働力人口について、新規就業希望に関する事項及び就業の可能性に関する事項
⑩　その他就業又は不就業の状態及びこれに附帯する事項

9　調査結果の公表の方法及び期日
（１）公表の方法（■e-Stat　□インターネット（e-Stat以外）　■印刷物　□閲覧
（　　））
（２）公表の期日
下表のとおり

公表の方法	公表の対象	公表の期日
印刷物（労働力調査（速報））	基本集計（全国）について月別、四半期平均、年平均及び年度平均	月別は原則として調査月の翌月末 四半期平均は各四半期の最終月分の速報公表日 年平均は12月分の速報公表日 年度平均は３月分の速報公表日
	基本集計（地域別）について四半期平均及び年平均	四半期平均は原則として四半期の最終調査月の翌月末 年平均は10～12月平均の速報公表日
	詳細集計（全国）について四半期平均及び年平均	四半期平均は四半期の最終調査月の翌々月上中旬 年平均は10～12月平均の速報公表日
印刷物（労働力調査年報）	基本集計（全国）について月別、四半期平均及び年平均	調査年の翌年の５月下旬の予定
	基本集計（地域別）について四半期平均及び年平均	
	詳細集計（全国）について四半期平均及び年平均	
e-Stat	基本集計（全国）について月別、四半期平均、年平均及び年度平均	月別は各月分の速報公表日 四半期平均は各四半期分の速報公表日 年平均は各年分の速報公表日 年度平均は各年度分の速報公表日
	基本集計（地域別）について四半期平均及び年平均	四半期平均は各四半期分の速報公表日 年平均は各年分の速報公表日
	詳細集計（全国）について四半期平均及び年平均	四半期平均は各四半期分の速報公表日 年平均は各年分の速報公表日

10　使用する統計基準等
■使用する　→　■日本標準産業分類　■日本標準職業分類　■その他（季節調整法

の適用に当たっての統計基準)
□使用しない

産業分類及び職業分類は、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づいたものとするが、大分類項目を除く分類項目の一部については、分類項目を細分し、又は分類項目のいずれかを集約して表章に利用する。

ただし、「労働力統計における統計基準適用上の特記事項」（別添５、別添６及び別添７）に掲げる分類項目についてはこの限りではない。

また、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」に準拠し、X-13ARIMA-SEATSにより季節調整を行うとともに、季節調整法の運用に関する情報等をホームページで公表する。

（注）ただし、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」に基づく季節調整法に関する事項については令和９年１月調査から適用する。

11　調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	１年	総務省統計局長
調査票の内容（氏名を除く。）を記録した電磁的記録	永年	総務省統計局長

12　立入検査等の対象とすることができる事項
該当なし。

別添１

標本抽出方法

この調査は、層化２段抽出法による標本調査であり、調査区*を第１次抽出単位とし、住戸**を第２次抽出単位としている。

*　国勢調査調査区

**　住宅やその他の建物の各戸で、一つの世帯が居住できるようになっている建物又は建物の一区画

（１）調査区の抽出（第１次抽出）

第１次抽出における調査区の抽出は、各地域*ごとに全ての調査区を国勢調査の結果等に基づく特性により層に分けて、各地域の各層ごとに、所定の抽出率と所定の抽出起番号を用いて系統抽出法により行う。この系統抽出は、各調査区のウエイト（16 世帯がほぼ１ウエイトとなるように各調査区に付されている値）に基づく確率比例抽出によっている。毎月の標本調査区数は約 2,900 となっている。

ただし、刑務所・拘置所等のある区域**（国勢調査調査区の後置番号が５の調査区）、自衛隊区域**（同６の調査区）、駐留軍区域（同７の調査区）及び水面調査区（同９の調査区）については、抽出を行っていない。

*　**北海道、東北**（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）、**南関東**（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）、**北関東・甲信**（茨城県、栃木県、群馬県、山梨県及び長野県）、**北陸**（新潟県、富山県、石川県及び福井県）、**東海**（岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）、**近畿**（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）、**中国**（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）、**四国**（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）及び**九州・沖縄**（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）の 10 地域。ただし、層化及び抽出は沖縄県を独立の１地域とした 11 地域別に行う。

**　刑務所・拘置所等のある区域及び自衛隊区域については、それぞれ法務省、防衛省からそれら施設内の居住者数の資料を得て集計に加えている。具体的には、刑務所・拘置所等の矯正施設収容者を非労働力人口に、自衛官の営舎内居住者を就業者にそれぞれ加えている。
ただし、詳細集計では、特定調査票の調査項目を両省資料から集計するのは困難であることから、これらについて集計対象とはしていない。

（２）住戸の抽出（第２次抽出）

第２次抽出における住戸の抽出は、第１次抽出で抽出された調査区（以下「標本調査区」という。）にある全ての住戸のうちから、１調査区当たりほぼ 16 となるように所定の抽出率（ウエイトの逆数に等しい。）及び抽出起番号を用いて系統（等間隔）抽出により行う。抽出された住戸に居住する全ての世帯（合計約４万世帯）が調査対象となる。

ア　月次結果や年平均結果の精度と、月々及び年間の変化を見る場合の精度とを考慮し、一つの標本調査区は４か月間調査を行い、前半（２か月間）と後半（２か月間）とで調査区内の調査世帯（第２次抽出で抽出された住戸に居住する世帯）を替えている。

イ　前年の結果との比較の精度を高めるため、標本調査区として選定された調査区は、翌年の同月に再び調査を行う*。

すなわち、毎月の全標本調査区のうち、半数はその年に新たに調査を行う調査区（したがって、翌年同月に再び調査を行う調査区。以下「１年目調査区」という。）となり、残り半数は前年同月に調査を行った調査区（以下「２年目調査区」という。）となるようにしている。

*　各標本調査区について、翌年までに無くなった住戸に居住していた調査世帯は調査から除かれる。一方、新設された住戸は名簿に追加され、その名簿から住戸が追加抽出されそこに居住する世帯が調査世帯に追加される。

ウ　以上の標本交替を行うため及び推定値の標本誤差の算出のため、標本調査区は、調査開始月（Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤで表す。）及び１年目調査区か２年目調査区か（それぞれ１又は２で表す。）により区分され次のような８組の副標本で構成されている。なお、各副標本は、それぞれ同等な全国の無作為標本となるように設計されている。

８組の副標本

Ａ１・・・・・・１月、５月又は９月に調査開始の１年目調査区
Ａ２・・・・・・１月、５月又は９月に調査開始の２年目調査区
Ｂ１・・・・・・２月、６月又は 10 月に調査開始の１年目調査区
Ｂ２・・・・・・２月、６月又は 10 月に調査開始の２年目調査区
Ｃ１・・・・・・３月、７月又は 11 月に調査開始の１年目調査区
Ｃ２・・・・・・３月、７月又は 11 月に調査開始の２年目調査区

Ｄ１・・・・・・４月、８月又は12月に調査開始の１年目調査区
Ｄ２・・・・・・４月、８月又は12月に調査開始の２年目調査区

このように、副標本８組のうち、４組は１年目調査区で、残り４組は２年目調査区となる。

この結果、いずれの月においても、これらの副標本のうち、２組（すなわち標本調査区の数にすると１/４）について標本調査区の交替が行われ、他の２組について同一調査区の中で調査世帯の交替が行われる。したがって、標本調査区が交替する組と標本調査区の中の調査世帯が交替する組とを合わせると、毎月１/２の調査世帯が更新されることになる。

なお、特定調査票の調査世帯は２年目２か月目に当たる２組のもの（Ａ２及びＣ２の組又はＢ２及びＤ２の組）である*。

*　詳細集計の調査規模は基本集計の約４分の１となっている。

（３）調査計画上の報告者数の考え方（参考）

本調査では、前記（２）ウのとおり、毎月１/２の調査世帯が更新されるとともに、各標本調査区における報告者数は、調査区ごとに選定された世帯の状況によって異なる。

このような本調査の特殊性を踏まえ、本調査の調査計画における「報告者数」は、世帯員約110,000人（15歳以上の世帯員約100,000人）の情報を得るために必要と考えられる世帯数について、選定した世帯が全て２人以上の世帯であると仮定した場合の世帯数（換算世帯数、約40,000世帯）とすることにより、安定的な記載としている。

㊙ 基幹統計調査

この調査は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

政府統計

総務省統計局

労働力調査　基礎調査票

別添2

令和　　年　　月分（　か月目）

●記入には必ず黒の鉛筆又は黒のシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
●答えを記入する欄が◯の場合は、当てはまる◯を●のように一つだけぬりつぶしてください。
●答えを数字で記入する欄は、右の例のように、枠からはみださないように、右づめで書いてください。

<数字の記入例>
たて線1本　すきまをあける　上につきぬける　角をつける
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
はねない　とじる

この調査票は 機械にかけますので 世帯では 表も裏も 汚したり 丸めたり 青い太枠の中だけに記入してください 最初に折られている以上に折ったり しないでください

15歳以上の人について記入してください

	1	2	3	4
① 氏名及び男女の別 ・ふだん住んでいる 15歳以上の人を もれなく書いてください	（氏名） 男 ◯ 女 ◯	（氏名） 男 ◯ 女 ◯	（氏名） 男 ◯ 女 ◯	（氏名） 男 ◯ 女 ◯
② 世帯主との続き柄 ・孫の配偶者は**孫**に 兄弟姉妹の配偶者は**兄弟姉妹**に含めます ・世帯主の配偶者の父母・祖父母・兄弟姉妹は それぞれ **父母・祖父母・兄弟姉妹**に含めます	世帯主 ◯ 世帯主の配偶者 ◯ 子 ◯ 子の配偶者 ◯ 孫 ◯ 父母 ◯ 祖父母 ◯ 兄弟姉妹 ◯ 他の親族 ◯ その他 ◯	世帯主 ◯ 世帯主の配偶者 ◯ 子 ◯ 子の配偶者 ◯ 孫 ◯ 父母 ◯ 祖父母 ◯ 兄弟姉妹 ◯ 他の親族 ◯ その他 ◯	世帯主 ◯ 世帯主の配偶者 ◯ 子 ◯ 子の配偶者 ◯ 孫 ◯ 父母 ◯ 祖父母 ◯ 兄弟姉妹 ◯ 他の親族 ◯ その他 ◯	世帯主 ◯ 世帯主の配偶者 ◯ 子 ◯ 子の配偶者 ◯ 孫 ◯ 父母 ◯ 祖父母 ◯ 兄弟姉妹 ◯ 他の親族 ◯ その他 ◯
③ 出生の年月 ・該当する元号又は西暦に記入したうえで 年及び月を書いてください ・年を西暦で記入する場合は 西暦年の4ケタを書いてください	明治 ◯ 大正 ◯ 昭和 ◯ 平成 ◯ 西暦 ◯ 年　月	明治 ◯ 大正 ◯ 昭和 ◯ 平成 ◯ 西暦 ◯ 年　月	明治 ◯ 大正 ◯ 昭和 ◯ 平成 ◯ 西暦 ◯ 年　月	明治 ◯ 大正 ◯ 昭和 ◯ 平成 ◯ 西暦 ◯ 年　月
④ 配偶の関係 ・配偶者の有無は届出の有無に関係なく記入してください	未婚 ◯ 配偶者あり ◯ 死別・離別 ◯	未婚 ◯ 配偶者あり ◯ 死別・離別 ◯	未婚 ◯ 配偶者あり ◯ 死別・離別 ◯	未婚 ◯ 配偶者あり ◯ 死別・離別 ◯
⑤ 月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をしたかどうかの別 ・月末1週間に少しでも仕事をしたかどうかについて 記入してください ・**仕事**とは 収入をともなう仕事をいい 自家営業（個人経営の商店や農家など）の手伝いや内職も含めます （**「基礎調査票の記入のしかた」**参照）	仕事を少しもしなかった人のうち おもに仕事 ◯ 通学のかたわらに仕事 ◯ 家事などのかたわらに仕事 ◯ 休んでいた ◯ 探していた ◯ 通学 ◯ 家事 ◯ その他（高齢者など） ◯ （裏面⑮欄へ）（裏面⑬欄へ）	仕事を少しもしなかった人のうち おもに仕事 ◯ 通学のかたわらに仕事 ◯ 家事などのかたわらに仕事 ◯ 休んでいた ◯ 探していた ◯ 通学 ◯ 家事 ◯ その他（高齢者など） ◯ （裏面⑮欄へ）（裏面⑬欄へ）	仕事を少しもしなかった人のうち おもに仕事 ◯ 通学のかたわらに仕事 ◯ 家事などのかたわらに仕事 ◯ 休んでいた ◯ 探していた ◯ 通学 ◯ 家事 ◯ その他（高齢者など） ◯ （裏面⑮欄へ）（裏面⑬欄へ）	仕事を少しもしなかった人のうち おもに仕事 ◯ 通学のかたわらに仕事 ◯ 家事などのかたわらに仕事 ◯ 休んでいた ◯ 探していた ◯ 通学 ◯ 家事 ◯ その他（高齢者など） ◯ （裏面⑮欄へ）（裏面⑬欄へ）
⑥ 月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をした日数と時間 ・副業・内職・臨時の仕事などをした時間も すべて含めてください ・⑤欄で**「仕事を休んでいた」**と答えた人は**「0」**と書いてください ・**「基礎調査票の記入のしかた」**のおぼえ書き欄を利用してください	仕事をした日数　日 仕事をした時間　時間	仕事をした日数　日 仕事をした時間　時間	仕事をした日数　日 仕事をした時間　時間	仕事をした日数　日 仕事をした時間　時間
⑦ 当月の1か月間に仕事をした日数	当月の1か月間に　日 （裏面⑧欄へ）	当月の1か月間に　日 （裏面⑧欄へ）	当月の1か月間に　日 （裏面⑧欄へ）	当月の1か月間に　日 （裏面⑧欄へ）

電話番号
－　－
わからないことがあった場合 問合せに利用させていただきますので 記入をお願いいたします

15歳未満の人について記入してください

1か月目調査世帯のみ 記入してください

	51	52	53	54
(1)男女の別	男 ◯ 女 ◯	男 ◯ 女 ◯	男 ◯ 女 ◯	男 ◯ 女 ◯
(2)世帯主との続き柄	子 ◯ 孫 ◯ 兄弟姉妹 ◯ 他の親族 ◯ その他 ◯	子 ◯ 孫 ◯ 兄弟姉妹 ◯ 他の親族 ◯ その他 ◯	子 ◯ 孫 ◯ 兄弟姉妹 ◯ 他の親族 ◯ その他 ◯	子 ◯ 孫 ◯ 兄弟姉妹 ◯ 他の親族 ◯ その他 ◯
(3)出生の年月	平成 ◯ 令和 ◯ 西暦 ◯ 年　月	平成 ◯ 令和 ◯ 西暦 ◯ 年　月	平成 ◯ 令和 ◯ 西暦 ◯ 年　月	平成 ◯ 令和 ◯ 西暦 ◯ 年　月

調査員記入欄		1	2	3	4
調査区符号					
世帯符号					
基礎調査票	枚のうち　枚目				
前月調査以後の異動 ※2か月目のみ記入		継続 ◯ 新15 ◯ 転入 ◯ 追加 ◯ 転出 ◯ 除外 ◯ その他 ◯	継続 ◯ 新15 ◯ 転入 ◯ 追加 ◯ 転出 ◯ 除外 ◯ その他 ◯	継続 ◯ 新15 ◯ 転入 ◯ 追加 ◯ 転出 ◯ 除外 ◯ その他 ◯	継続 ◯ 新15 ◯ 転入 ◯ 追加 ◯ 転出 ◯ 除外 ◯ その他 ◯
15歳以上総数		人			
15歳未満		男　人　女　人	0～3歳　人　4～6歳　人　7～9歳　人　10～12歳　人　13～14歳　人		

F ◯　Y ◯

SAMPLE

仕事の内容

・二つ以上の仕事をした人は　一番長い時間した仕事について記入してください
・月末1週間（ただし12月は20～26日）にした仕事又は休んでいた仕事について記入してください

⑧　勤めか自営かの別及び勤め先における呼称

・今の仕事について　雇われている人は勤め先での呼称を記入してください
・**労働者派遣事業所の派遣社員**とは　労働者派遣法に基づく人をいいます
・上記以外の　派遣されている人（デパートの派遣店員など）は派遣元の事業所における呼称について記入してください

1
- 雇われている人のうち
  - 正規の職員・従業員
  - パート
  - アルバイト
  - 労働者派遣事業所の派遣社員
  - 契約社員
  - 嘱託
  - その他
- 会社などの役員
- 自営業主
  - 雇い人あり
  - 雇い人なし
- 自家営業の手伝い
- 内職

（⑩欄へ）

2
- 雇われている人のうち
  - 正規の職員・従業員
  - パート
  - アルバイト
  - 労働者派遣事業所の派遣社員
  - 契約社員
  - 嘱託
  - その他
- 会社などの役員
- 自営業主
  - 雇い人あり
  - 雇い人なし
- 自家営業の手伝い
- 内職

（⑩欄へ）

3
- 雇われている人のうち
  - 正規の職員・従業員
  - パート
  - アルバイト
  - 労働者派遣事業所の派遣社員
  - 契約社員
  - 嘱託
  - その他
- 会社などの役員
- 自営業主
  - 雇い人あり
  - 雇い人なし
- 自家営業の手伝い
- 内職

（⑩欄へ）

4
- 雇われている人のうち
  - 正規の職員・従業員
  - パート
  - アルバイト
  - 労働者派遣事業所の派遣社員
  - 契約社員
  - 嘱託
  - その他
- 会社などの役員
- 自営業主
  - 雇い人あり
  - 雇い人なし
- 自家営業の手伝い
- 内職

（⑩欄へ）

⑨　雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間

・**1回当たりの雇用契約期間**とは　現時点で結んでいる雇用契約に定められた雇用契約期間をいいます
・**期間がわからない**とは　雇用契約期間の定めがあることはわかっているが雇用契約期間そのものがわからない場合をいいます

1
- 雇用契約期間（1回当たり）の定めの有無
  - 定めがある
    - 1か月未満
    - 1か月以上3か月以下
    - 3か月超6か月以下
    - 6か月超1年以下
    - 1年超3年以下
    - 3年超5年以下
    - 5年超
    - 期間がわからない
  - 定めがない（定年までの雇用を含む）
  - わからない

2
- 雇用契約期間（1回当たり）の定めの有無
  - 定めがある
    - 1か月未満
    - 1か月以上3か月以下
    - 3か月超6か月以下
    - 6か月超1年以下
    - 1年超3年以下
    - 3年超5年以下
    - 5年超
    - 期間がわからない
  - 定めがない（定年までの雇用を含む）
  - わからない

3
- 雇用契約期間（1回当たり）の定めの有無
  - 定めがある
    - 1か月未満
    - 1か月以上3か月以下
    - 3か月超6か月以下
    - 6か月超1年以下
    - 1年超3年以下
    - 3年超5年以下
    - 5年超
    - 期間がわからない
  - 定めがない（定年までの雇用を含む）
  - わからない

4
- 雇用契約期間（1回当たり）の定めの有無
  - 定めがある
    - 1か月未満
    - 1か月以上3か月以下
    - 3か月超6か月以下
    - 6か月超1年以下
    - 1年超3年以下
    - 3年超5年以下
    - 5年超
    - 期間がわからない
  - 定めがない（定年までの雇用を含む）
  - わからない

⑩　勤め先・業主などの経営組織・名称及び事業の内容

・**その他**には　官公庁・公社・私立学校・医療法人・社会福祉法人・非営利法人（NPO）・その他の法人・団体などが含まれます
・仕事をしている事務所・工場・店などの名称及び事業の内容をくわしく書いてください
・労働者派遣事業所の派遣社員は　派遣先について書いてください

	1	2	3	4
経営組織	個人 ○　会社 ○　その他 ○	個人 ○　会社 ○　その他 ○	個人 ○　会社 ○　その他 ○	個人 ○　会社 ○　その他 ○
勤め先・業主などの名称	「基礎調査票の記入のしかた」の書き方の例を参考にして　くわしく書いてください			
事業の内容				

⑪　本人の仕事の内容

・本人の仕事の内容をくわしく書いてください

⑫　勤め先・業主などの企業全体の従業者数

・本社・本店や出張所などを含めた企業全体の従業者総数（パートなども含む）を記入してください
・国営・公営の事業所に雇用されている人は　**官公庁など**とします

1
- 1人 ○
- 2～4人 ○
- 5～9人 ○
- 10～29人 ○
- 30～99人 ○
- 100～499人 ○
- 500～999人 ○
- 1000人以上 ○
- 官公庁など ○

（記入おわり）

2
- 1人 ○
- 2～4人 ○
- 5～9人 ○
- 10～29人 ○
- 30～99人 ○
- 100～499人 ○
- 500～999人 ○
- 1000人以上 ○
- 官公庁など ○

（記入おわり）

3
- 1人 ○
- 2～4人 ○
- 5～9人 ○
- 10～29人 ○
- 30～99人 ○
- 100～499人 ○
- 500～999人 ○
- 1000人以上 ○
- 官公庁など ○

（記入おわり）

4
- 1人 ○
- 2～4人 ○
- 5～9人 ○
- 10～29人 ○
- 30～99人 ○
- 100～499人 ○
- 500～999人 ○
- 1000人以上 ○
- 官公庁など ○

（記入おわり）

⑬　この1年間に仕事を探したり　開業の準備をしたことがありますか

1
- この1か月にした
- この1か月にはしなかったがこの1年間にした
- この1年間には全くしなかった

（記入おわり）

2
- この1か月にした
- この1か月にはしなかったがこの1年間にした
- この1年間には全くしなかった

（記入おわり）

3
- この1か月にした
- この1か月にはしなかったがこの1年間にした
- この1年間には全くしなかった

（記入おわり）

4
- この1か月にした
- この1か月にはしなかったがこの1年間にした
- この1年間には全くしなかった

（記入おわり）

⑭　今仕事があれば　すぐつくことができますか

1
- すぐつくことができる
- すぐではないが2週間以内につくことができる
- すぐではないが2週間より後につくことができる
- つくことができない・わからない

（⑮欄へ）　（記入おわり）

2
- すぐつくことができる
- すぐではないが2週間以内につくことができる
- すぐではないが2週間より後につくことができる
- つくことができない・わからない

（⑮欄へ）　（記入おわり）

3
- すぐつくことができる
- すぐではないが2週間以内につくことができる
- すぐではないが2週間より後につくことができる
- つくことができない・わからない

（⑮欄へ）　（記入おわり）

4
- すぐつくことができる
- すぐではないが2週間以内につくことができる
- すぐではないが2週間より後につくことができる
- つくことができない・わからない

（⑮欄へ）　（記入おわり）

⑮　探している仕事について

・**かたわらにしていく仕事**とは　通学や家事などのかたわらにする仕事をいいます

1
- 探している仕事は
  - おもにしていく仕事 ○
  - かたわらにしていく仕事 ○

2
- 探している仕事は
  - おもにしていく仕事 ○
  - かたわらにしていく仕事 ○

3
- 探している仕事は
  - おもにしていく仕事 ○
  - かたわらにしていく仕事 ○

4
- 探している仕事は
  - おもにしていく仕事 ○
  - かたわらにしていく仕事 ○

⑯　仕事を探し始めた理由

・**勤め先や事業の都合**とは　人員整理・会社倒産・事業不振などをいいます

1
- 仕事をやめたため求職
  - 定年又は雇用契約の満了 ○
  - 勤め先や事業の都合 ○
  - 自分や家族の都合 ○
- 新たに求職
  - 学校を卒業したから ○
  - 必要が生じたから収入を得る ○
  - その他 ○

2
- 仕事をやめたため求職
  - 定年又は雇用契約の満了 ○
  - 勤め先や事業の都合 ○
  - 自分や家族の都合 ○
- 新たに求職
  - 学校を卒業したから ○
  - 必要が生じたから収入を得る ○
  - その他 ○

3
- 仕事をやめたため求職
  - 定年又は雇用契約の満了 ○
  - 勤め先や事業の都合 ○
  - 自分や家族の都合 ○
- 新たに求職
  - 学校を卒業したから ○
  - 必要が生じたから収入を得る ○
  - その他 ○

4
- 仕事をやめたため求職
  - 定年又は雇用契約の満了 ○
  - 勤め先や事業の都合 ○
  - 自分や家族の都合 ○
- 新たに求職
  - 学校を卒業したから ○
  - 必要が生じたから収入を得る ○
  - その他 ○

この調査票は　機械にかけますので　汚したり　丸めたり　最初に折られている以上に折ったり　しないでください

SAMPLE

㊙ 基幹統計調査

労働力調査　特定調査票

政府統計

この調査は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

令和　年　月分

総務省統計局

＜数字の記入例＞ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

●記入には必ず黒の鉛筆又は黒のシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
●答えを記入する欄が ○ の場合は、当てはまる ○ を ● のように一つだけぬりつぶしてください（A4、B1 を除く）。
●答えを数字で記入する欄は、右上の例のように、枠からはみださないように、右づめで書いてください。

氏　名	調査員記入欄	基礎調査票	調査区符号	世帯符号
		枚目の　人目		

基礎調査票の「⑤ 月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をしたかどうかの別」欄の回答に基づき下図の矢印にしたがって A欄、B欄 又は裏面の C欄 から　記入してください

おもに仕事 / 通学のかたわらに仕事 / 家事などのかたわらに仕事 / 仕事を少しもしなかった人のうち：仕事を休んでいた / 仕事を探していた / 通学 / 家事 / その他

基礎調査票の⑭欄で仕事につくことができる時期を「すぐつくことができる」と回答した方は B欄

それ以外の方（基礎調査票の⑬欄又は⑭欄で「記入おわり」となった方）は C欄（裏面）

A欄

A1 この1週間に仕事をした時間が35時間未満の人は その理由を記入してください

週35時間未満：もともと週35時間未満の仕事 ○ / 勤め先や事業の都合：景気が悪かった ○ / その他 ○ / 自分や家族の都合：出産・育児のため ○ / 介護・看護のため ○ / 休暇のため ○ / その他 ○ / その他 ○ / 週35時間以上

A2 仕事時間についての希望は ありますか

今より増やしたい ○ / 今より減らしたい ○ / とくに希望はない ○

A3 今の仕事には いつついたのですか

明治 ○ / 大正 ○ / 昭和 ○ / 平成 ○ / 令和 ○ / 西暦 ○

年　月

基礎調査票の⑧欄で勤め先での呼称を「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」と回答した方のみ記入してください（それ以外の方は A5 へ）

A4 どうして今の雇用形態についているのですか

当てはまるものすべてに記入 / うち　おもなもの一つに記入

自分の都合のよい時間に働きたいから ○ / 家計の補助・学費等を得たいから ○ / 家事・育児・介護等と両立しやすいから ○ / 通勤時間が短いから ○ / 専門的な技能等をいかせるから ○ / 正規の職員・従業員の仕事がないから ○ / その他 ○

A5 転職を希望していますか

転職を希望している：実際に転職先を探している ○ / 転職先は探していない ○ / 転職を希望していない ○

A6 今の仕事のほかに別の仕事も希望していますか

今の仕事のほかに別の仕事もしたい：実際に別の仕事を探している ○ / 別の仕事は探していない ○ / 別の仕事を希望していない ○

A7 今より就業時間を増やすことができますか

今より就業時間の長い仕事への転職や 別の仕事を追加できる場合も含めます

できる ○ / できない ○

A8 今の仕事の前に何か仕事をしていましたか

したことがある：今はやめている ○ / 今もしている ○ / したことがない ○

D欄へ　E欄へ

B欄

B1 この1か月に仕事を探したり開業の準備をするためにどのような方法をとりましたか

当てはまるものすべてに記入 / うち　おもなもの一つに記入

公共職業安定所に申込み ○ / 民間職業紹介所などに申込み ○ / 労働者派遣事業所に登録 ○ / 求人広告・求人情報誌などによる ○ / 学校・知人などにあっせん・紹介を依頼 ○ / 事業所の求人に直接応募 ○ / 資金・資材の調達など事業を始める準備中 ○ / 求職の申込みや応募などの結果を問い合わせた ○ / 求職活動の結果を待っていた ○ / その他 ○

B2 仕事を探したり開業の準備を始めてからの期間は どのくらいになりますか

1か月未満 ○ / 1か月～3か月未満 ○ / 3か月～6か月未満 ○ / 6か月～1年未満 ○ / 1年～2年未満 ○ / 2年以上 ○

B3 探したり開業の準備をしている仕事はどのような仕事ですか

雇われてする仕事：正規の職員・従業員 ○ / パート・アルバイト ○ / 労働者派遣事業所の派遣社員 ○ / その他 ○ / 自分で経営する仕事 ○ / 内職 ○ / その他 ○

B4 仕事につけないのはどうしてですか

・おもな理由一つに記入してください

賃金・給料が希望とあわない ○ / 勤務時間・休日などが希望とあわない ○ / 求人の年齢と自分の年齢とがあわない ○ / 自分の技術や技能が求人要件に満たない ○ / 希望する種類・内容の仕事がない ○ / 条件にこだわらないが仕事がない ○ / その他 ○

B5 今までに仕事をしていたことがありますか

ある ○ / ない ○

D欄へ　E欄へ

この調査票は 機械にかけますので 汚したり 折ったり 丸めたり しないでください

世帯では 表も裏も 太枠の中だけに記入してください

SAMPLE

この調査票は 機械にかけますので 汚したり 折ったり 丸めたり しないでください

C 欄

C1 収入になる仕事につくことを希望していますか

- 希望している
- すでに仕事が決まっている
  - 学校卒業後につく
  - その他
    - 4週間以内につく
    - 5週目以降につく
  - → (C3へ)
- 希望していない → (C5へ)

C2 仕事をしたいと思っていながら現在仕事を探していないのはどうしてですか

- 適当な仕事がありそうにない
  - 近くに仕事がありそうにない
  - 自分の知識・能力にあう仕事がありそうにない
  - 勤務時間・賃金などが希望にあう仕事がありそうにない
  - 今の景気や季節では仕事がありそうにない
  - その他
- 出産・育児のため
- 介護・看護のため
- 健康上の理由のため
- その他

C3 希望している仕事又は決まっている仕事はどのような仕事ですか

- 正規の職員・従業員
- パート・アルバイト
- 労働者派遣事業所の派遣社員
- その他
- 自分で経営する仕事
- 内職
- その他

基礎調査票の ⑬欄で求職活動を「この1か月にはしなかったがこの1年間にした」「この1年間には全くしなかった」と回答した方のみ記入してください(それ以外の方はC5へ)

C4 今仕事があればすぐつくことができますか

- すぐつくことができる
- すぐではないが2週間以内につくことができる
- すぐではないが2週間より後につくことができる
- つくことができない・わからない

C5 今までに仕事をしていたことがありますか

- ある → D欄へ
- ない → E欄へ

D 欄

D1 前にしていた仕事はいつやめたのですか

- 過去3年以内にやめた
  - 令和 □□ 年 □□ 月
  - 西暦 □□□□ 年 □□ 月
- 3年より前にやめた → (D6へ)

D2 前にしていた仕事は勤めていたのですか 自分で事業を経営していたのですか

- 内職
- 自家営業の手伝い
- 自営業主
- 会社などの役員
- 雇われていた人
  - 正規の職員・従業員
  - パート・アルバイト
  - 労働者派遣事業所の派遣社員
  - 契約社員・嘱託
  - その他

D3 前にしていた仕事の事業の内容

D4 前にしていた仕事の内容

D5 前にしていた仕事の勤め先・業主などの企業全体の従業者数

- 1人
- 2～4人
- 5～9人
- 10～29人
- 30～99人
- 100～499人
- 500～999人
- 1000人以上
- 官公庁など

D6 前にしていた仕事をどうしてやめたのですか

- 会社倒産・事業所閉鎖のため
- 人員整理・勧奨退職のため
- 事業不振や先行き不安のため
- 定年又は雇用契約の満了のため
- より良い条件の仕事を探すため
- 結婚・出産・育児のため
- 介護・看護のため
- 家事・通学・健康上の理由のため
- その他

→ E欄へ

E欄 この欄は全員が記入してください

E1 教育

- 在学中
  - 大学・大学院
  - 短大・高専
  - 小学・中学・高校
- 卒業
  - 大学院
  - 大学
  - 短大・高専
  - 小学・中学・旧中・高校
- 在学したことがない

E2 この1年間のすべての仕事からの収入(税込み)はどのくらいですか

- 収入なし
- 50万円未満
- 50～99万円
- 100～149万円
- 150～199万円
- 200～299万円
- 300～399万円
- 400～499万円
- 500～699万円
- 700～999万円
- 1000～1499万円
- 1500万円以上

SAMPLE

ご記入ありがとうございました

労働力調査における集計事項一覧

[基本集計(全国)について月別, 四半期平均, 年平均及び年度平均]

・就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模・求職理由別15歳以上人口
・就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模・世帯の種類・世帯の家族類型・求職理由, 年齢階級別15歳以上人口
・就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模, 世帯の種類, 世帯主との続き柄・年齢階級別15歳以上人口
・就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模, 配偶関係, 年齢階級別15歳以上人口
・就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模, 世帯の種類別15歳以上人口
・前月及び今月の就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 従業者規模, 雇用形態, 年齢階級別15歳以上人口
・前月及び今月の就業状態, 産業, 年齢階級別15歳以上人口
・産業, 従業上の地位, 従業者規模, 週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間別就業者数
・年齢階級, 産業別就業者数・雇用者数
・産業, 従業上の地位, 雇用形態, 雇用契約期間, 年齢階級, 週間就業時間別就業者数
・世帯の種類, 世帯主との続き柄・年齢階級・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模・産業・職業, 就業時間・日数別就業者数
・産業, 職業別就業者数・就業時間・日数
・職業, 従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間別就業者数
・産業, 経営組織別雇用者数
・世帯の種類, 世帯主との続き柄・配偶関係・年齢階級・従業者規模・産業・職業・週間就業時間, 従業上の地位, 雇用形態・雇用契約期間別役員を除く雇用者数
・世帯の種類, 世帯主との続き柄, 探している仕事の主従, 年齢階級別失業者数及び完全失業者数
・探している仕事の主従, 求職理由, 年齢階級別失業者数及び完全失業者数
・探している仕事の主従, 求職理由, 世帯の種類, 世帯主との続き柄, 年齢階級別失業者数及び完全失業者数
・世帯主の年齢階級, 世帯の種類・世帯の家族類型別世帯数
・世帯主の産業・世帯主の職業・世帯人員・15歳以上世帯人員・就業人員, 世帯の種類別世帯数
・夫の就業状態, 妻の就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間, 月間就業時間, 世帯の家族類型別夫婦のいる世帯数
・夫の就業状態, 妻の年齢階級, 妻の就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間, 月間就業時間, 世帯の家族類型別夫婦のいる世帯数
・世帯主の年齢階級, 世帯主の就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間別単身世帯数・母子世帯数・高齢者世帯数
・世帯特性・世帯主及び配偶者の年齢階級別親族世帯数

[基本集計(全国)について年平均]

・年齢階級, 職業別就業者数
・就業状態, 農林業・非農林業, 年齢階級, 世帯の種類別人口
・世帯の種類, 世帯主との続き柄, 年齢階級, 従業上の地位, 雇用形態, 雇用契約期間, 従業者規模, 産業, 職業別年間平均就業日数・時間
・産業, 職業別年間就業時間

[基本集計(地域)について四半期平均及び年平均]

・年齢階級, 就業状態・配偶関係・従業上の地位・雇用形態・産業・求職理由別15歳以上人口
・年齢階級, 職業・週間就業時間・月間就業日数・月間就業時間・従業者規模別就業者数

[詳細集計(全国)について四半期平均及び年平均]

- 就業状態・新規就業者・転職者・現職の雇用形態についている理由・求職理由・前職の離職理由・失業期間・探している仕事の形態・就業希望の有無・非求職理由, 年齢階級, 世帯の種類別15歳以上人口
- 就業状態・年齢階級・農林業・非農林業・就業希望の有無, 配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育別15歳以上人口
- 就業状態・従業上の地位・雇用形態・農林業・非農林業・求職理由・前職の離職理由・探している仕事の形態・就業希望の有無・非求職理由, 年齢階級・教育, 世帯主との続き柄別15歳以上人口
- 前職の産業・前職の職業, 前職の離職時期, 前職の離職理由, 就業状態別15歳以上人口
- 年齢階級・教育, 配偶関係, 就業状態・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・探している仕事の形態・就業希望の有無・希望している仕事の形態別15歳以上人口
- 産業・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・職業, 年齢階級・配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育・従業者規模別就業者数
- 世帯の種類・世帯主との続き柄・年齢階級・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・産業・職業・週間就業時間, 就業状態・前職の有無・前職の離職時期・前職の離職理由別就業者数
- 前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の職業・前職の離職理由・年齢階級, 離職期間別転職者数
- 年齢階級・前職の有無, 従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・産業別就業者数
- 週間就業時間, 転職等希望の有無・仕事からの収入・年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模・就業時間増減希望の有無・就業時間増加の可否別就業者数
- 仕事からの収入・年齢階級・配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄, 週間就業時間・短時間就業の理由・就業時間増減希望の有無別就業者数
- 世帯の種類・世帯主との続き柄・年齢階級・現職の従業上の地位・現職の雇用形態・現職の雇用契約期間・現職の従業者規模, 前職の離職時期・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・離職期間別就業者数
- 世帯の種類・世帯主との続き柄・年齢階級・現職の産業・現職の職業, 前職の離職時期・前職の産業・前職の職業・離職期間別就業者数
- 仕事からの収入・産業・職業, 従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・週間就業時間・月間就業時間別役員を除く雇用者数
- 週間就業時間・世帯の種類・世帯主との続き柄・年齢階級, 産業・職業・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模別就業者数
- 年齢階級・配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄・従業上の地位・産業・職業, 転職等希望の有無別短時間就業者数
- 仕事からの収入, 年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・教育別就業者数
- 世帯の種類・世帯主との続き柄・配偶関係・年齢階級・教育・仕事からの収入・週間就業時間・短時間就業の理由・就業時間増減希望の有無・転職等希望の有無・従業上の地位・従業者規模・産業・職業, 雇用形態・雇用契約期間, 現職の雇用形態についている理由・前職の有無別非正規の職員・従業員数
- 前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の産業・前職の職業・前職の離職理由, 現職の雇用形態, 現職の雇用形態についている理由・前職の離職時期別非正規の職員・従業員数
- 年齢階級・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・産業・職業, 教育別転職等希望の就業者数
- 農林業・非農林業, 従業上の地位, 雇用形態, 雇用契約期間, 従業者規模, 年齢階級, 週間就業時間別転職等希望者数
- 年齢階級, 教育, 仕事からの収入（年間）, 雇用形態, 雇用契約期間, 従業上の地位, 産業, 職業, 在職期間別就業者数
- 求職方法, 求職理由・仕事につけない理由・年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・失業期間別失業者数
- 年齢階級・世帯の種類・探している仕事の形態・求職理由・仕事につけない理由, 失業期間別失業者数
- 年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・探している仕事の形態・求職理由・前職の離職時期・前職の離職理由・仕事につけない理由, 失業期間・探している仕事の主従別失業者数
- 世帯の種類・世帯主との続き柄・教育・年齢階級・失業期間, 前職の産業, 前職の職業, 求職理由・前職の離職理由・仕事につけない理由別失業者数
- 年齢階級・世帯の種類・教育・配偶関係・求職方法・失業期間, 探している仕事の形態別失業者数
- 求職理由・前職の離職理由・仕事につけない理由・前職の有無・前職の産業・前職の職業, 探している仕事の形態別失業者数
- 年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・配偶関係・主な求職方法・失業期間, 教育別失業者数
- 年齢階級・配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄, 前職の離職時期・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職

の従業者規模・前職の産業・前職の職業別失業者数
・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の離職理由・前職の産業・前職の職業, 失業期間・求職方法・年齢階級別離職した失業者数
・前職の離職時期・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の産業・前職の職業, 前職の離職理由・年齢階級別離職した失業者数
・年齢階級・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の産業・前職の職業, 教育別失業者
・年齢階級・求職理由, 前職の離職理由・教育別前職のある失業者数
・前職の有無・就業希望の有無・就業可能時期, 年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育・希望している仕事の形態別非労働力人口
・年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育, 就業希望の有無・希望している仕事の形態別非労働力人口
・求職活動の有無及び時期・年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育, 前職の有無・非求職理由別就業希望の非労働力人口
・前職の有無・前職の離職時期・前職の離職理由・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の産業・前職の職業, 年齢階級・求職活動の有無及び時期・就業可能時期別就業希望の非労働力人口
・希望している仕事の形態・非求職理由, 求職活動の有無及び時期・就業可能時期別就業希望の非労働力人口
・前職の離職時期・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の産業・前職の職業, 前職の離職理由・年齢階級別前職のある非労働力人口
・年齢階級・希望している仕事の形態, 教育別非労働力人口
・妻の年齢階級, 妻の就業状態・夫の就業状態・農林業・非農林業・従業上の地位・週間就業時間・就業希望の有無・仕事からの収入（年間）・夫の求職理由, 世帯の家族類型・子供の数・末子の年齢階級別夫婦のいる世帯数
・世帯主の年齢階級, 就業状態・農林業・非農林業・従業上の地位・週間就業時間別母子世帯数及び高齢者世帯数
・就業状態・従業上の地位・雇用形態・新規就業者・転職者・求職理由・前職の離職理由・失業期間・探している仕事の形態・就業希望の有無・非求職理由, 年齢階級別単身者数

[詳細集計(全国)について年平均]
・年齢階級, 就業状態・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・探している仕事の形態・就業希望の有無・希望している仕事の形態別15歳以上人口

別添５

労働力調査における統計基準適用上の特記事項

労働力調査の産業分類については、以下の分類項目を除き、日本標準産業分類（別添６）に基づくものとする。職業分類については、日本標準職業分類（別添７）に基づくものとする。

＜産業分類＞

○日本標準産業分類による表章を行わない分類項目

１．日本標準産業分類には「非農林業」の項目はないが、労働力調査では「非農林業」を表章する。

［理由］　雇用・失業の情勢をみる際には、全産業や個々の産業の動きをみているが、「農業，林業」は、自営業主が多いことや景気に大きく影響を受けないことから、全体的な雇用情勢をより的確に把握するための一つの指標として、「非農林業」の結果表章が必要である。

２．「Ｉ　卸売業，小売業　６１無店舗小売業」については、当分の間結果表章せず、有店舗・無店舗にかかわらず販売品によりそれぞれの小売業に分類する。

［理由］　労働力調査において、「無店舗小売業」を表章するためには、無店舗小売業を正確に把握できるよう、基礎調査票の調査項目を増設するなどの措置が必要になるが、時系列把握が最重視される労働力調査において、説明困難な断層を発生させるおそれがある。そのため、就業者数などの重要指標への影響を検証した上でないと、本調査への適用は困難である。さらに、調査項目の増設は、記入者負担の増大を招くことにも留意することが必要である。

労働力調査に使用する産業分類表

第14回改定公示分類表（令和8年1月1日から適用）

結果表章に使用する分類表

日本標準産業分類	労働力調査	基本集計 1	基本集計 2	基本集計 3	基本集計 4	基本集計 5	詳細集計 1	詳細集計 2
農業、林業	農業、林業	○	○	○	○		○	○
農業	農業	○						
林業	林業	○						
	非農林業	○	○	○	○	○	○	○
漁業	漁業	○			○			○
漁業（水産養殖業を除く）	漁業（水産養殖業を除く）	○						
水産養殖業	水産養殖業	○						
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業	○			○			○
鉱業、採石業、砂利採取業								
建設業	建設業	○			○			○
総合工事業								
職別工事業(設備工事業を除く)								
設備工事業								
製造業	製造業	○	○		○			○
食料品製造業	食料品製造業	○						
飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ・飼料製造業	○						
繊維工業	繊維工業	○						
木材・木製品製造業（家具を除く）	木材・木製品製造業（家具を除く）	○						
家具・装備品製造業	家具・装備品製造業	○						
パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	○						
印刷・同関連業	印刷・同関連業	○						
化学工業	化学工業	○						
石油製品・石炭製品製造業	石油製品・石炭製品製造業	○						
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	○						
ゴム製品製造業	ゴム製品製造業	○						
なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革・同製品・毛皮製造業	○						
窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品製造業	○						
鉄鋼業	鉄鋼業	○						
非鉄金属製造業	非鉄金属製造業	○						
金属製品製造業	金属製品製造業	○						
はん用機械器具製造業	はん用機械器具製造業	○						
生産用機械器具製造業	生産用機械器具製造業	○						
業務用機械器具製造業	業務用機械器具製造業	○						
電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業	○						
電気機械器具製造業	電気機械器具製造業	○						
情報通信機械器具製造業	情報通信機械器具製造業	○						
輸送用機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	○						
その他の製造業	その他の製造業	○						
電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業	○			○			○
電気業								
ガス業								
熱供給業								
水道業								
情報通信業	情報通信業	○			○			○
通信業	通信業	○						
放送業	放送業	○						
情報サービス業	情報サービス業	○						
インターネット附随サービス業	インターネット附随サービス業	○						
映像・音声・文字情報制作業	映像・音声・文字情報制作業	○						
運輸業、郵便業	運輸業、郵便業	○			○			○
鉄道業	鉄道業	○						
道路旅客運送業	道路旅客運送業	○						
道路貨物運送業	道路貨物運送業	○						
水運業	水運業	○						
航空運輸業	航空運輸業	○						
倉庫業	倉庫業	○						
運輸に附帯するサービス業	運輸に附帯するサービス業	○						
郵便業（信書便事業を含む）	郵便業（信書便事業を含む）	○						
卸売業、小売業	卸売業、小売業	○			○			○
各種商品卸売業	卸売業	○						
繊維・衣服等卸売業								
飲食料品卸売業								
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業								
機械器具卸売業								
その他の卸売業								
各種商品小売業	各種商品小売業	○						
織物・衣服・身の回り品小売業	織物・衣服・身の回り品小売業	○						
飲食料品小売業	飲食料品小売業	○						
機械器具小売業	機械器具小売業	○						
その他の小売業	その他の小売業	○						
無店舗小売業								
金融業、保険業	金融業、保険業	○			○			○
銀行業								
協同組織金融業								
貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関								
金融商品取引業、商品先物取引業								
補助的金融業等								
保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)								
不動産業、物品賃貸業	不動産業、物品賃貸業	○			○			○
不動産取引業	不動産業	○						
不動産賃貸業・管理業								
物品賃貸業	物品賃貸業	○						
学術研究、専門・技術サービス業	学術研究、専門・技術サービス業	○			○			○
学術・開発研究機関	学術・開発研究機関	○						
専門サービス業（他に分類されないもの）	専門サービス業（他に分類されないもの）	○						
広告業	広告業	○						
技術サービス業（他に分類されないもの）	技術サービス業（他に分類されないもの）	○						
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食サービス業	○			○			○
宿泊業	宿泊業	○						
飲食店	飲食店	○						
持ち帰り・配達飲食サービス業	持ち帰り・配達飲食サービス業	○						
生活関連サービス業、娯楽業	生活関連サービス業、娯楽業	○			○			○
洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯・理容・美容・浴場業	○						
その他の生活関連サービス業	その他の生活関連サービス業	○						
娯楽業	娯楽業	○						
教育、学習支援業	教育、学習支援業	○			○			○
学校教育	学校教育	○						
その他の教育、学習支援業	その他の教育、学習支援業	○						
医療、福祉	医療、福祉	○			○			○
医療業	医療業	○						
保健衛生	保健衛生	○						
社会保険・社会福祉・介護事業	社会保険・社会福祉・介護事業	○						
複合サービス事業	複合サービス事業	○			○			○
郵便局	郵便局	○						
協同組合（他に分類されないもの）	協同組合（他に分類されないもの）	○						
サービス業（他に分類されないもの）	サービス業（他に分類されないもの）	○			○			○
廃棄物処理業	廃棄物処理業	○						
自動車整備業	自動車整備業	○						
機械等修理業(別掲を除く)	機械等修理業(別掲を除く)	○						
職業紹介・労働者派遣業	職業紹介・労働者派遣業	○						
その他の事業サービス業	その他の事業サービス業	○						
政治・経済・文化団体	政治・経済・文化団体	○						
宗教	宗教	○						
その他のサービス業	その他のサービス業	○						
外国公務	外国公務	○						
公務（他に分類されるものを除く）	公務（他に分類されるものを除く）	○			○			○
国家公務	国家公務	○						
地方公務	地方公務	○						
分類不能の産業	分類不能の産業	○			○			○
分類不能の産業								

※　非農林業は大分類「農業」及び「林業」以外の大分類を集約している。

労働力調査に使用する職業分類表

第5回改定公示分類表（平成22年4月1日から適用）

結果表章に使用する分類表
（平成21年12月改定公示分類表を基本とするもの）

日本標準職業分類 ※項目名左側の数字は中分類符号	労働力調査 ※( )内の数字は日本標準職業分類の中分類符号	基本集計 1	基本集計 2	詳細集計
管理的職業従事者	管理的職業従事者	○	○	○
01 管理的公務員				
02 法人・団体役員				
03 法人・団体管理職員				
04 その他の管理的職業従事者				
専門的・技術的職業従事者	専門的・技術的職業従事者	○	○	○
05 研究者				
06 農林水産技術者	技術者(06～11)	○		
07 製造技術者（開発）				
08 製造技術者（開発を除く）				
09 建築・土木・測量技術者				
10 情報処理・通信技術者				
11 その他の技術者				
12 医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	保健医療従事者(12～15)	○		
13 保健師，助産師，看護師				
14 医療技術者				
15 その他の保健医療従事者				
16 社会福祉専門職業従事者				
17 法務従事者				
18 経営・金融・保険専門職業従事者				
19 教員	教員	○		
20 宗教家	その他の専門的・技術的職業従事者	○		
21 著述家，記者，編集者	(05，16～18，20～24)			
22 美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者				
23 音楽家，舞台芸術家				
24 その他の専門的職業従事者				
事務従事者	事務従事者	○	○	○
25 一般事務従事者	一般事務従事者	○		
26 会計事務従事者	会計事務従事者	○		
27 生産関連事務従事者	その他の事務従事者(27～31)	○		
28 営業・販売事務従事者				
29 外勤事務従事者				
30 運輸・郵便事務従事者				
31 事務用機器操作員				
販売従事者	販売従事者	○	○	○
32 商品販売従事者	商品販売従事者	○		
33 販売類似職業従事者	販売類似職業従事者	○		
34 営業職業従事者	営業職業従事者	○		
サービス職業従事者	サービス職業従事者	○	○	○
35 家庭生活支援サービス職業従事者				
36 介護サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	○		
37 保健医療サービス職業従事者				
38 生活衛生サービス職業従事者	生活衛生サービス職業従事者	○		
39 飲食物調理従事者	飲食物調理従事者	○		
40 接客・給仕職業従事者	接客・給仕職業従事者	○		
41 居住施設・ビル等管理人	その他のサービス職業従事者(35，37，41，42)	○		
42 その他のサービス職業従事者				
保安職業従事者	保安職業従事者	○	○	○
43 自衛官				
44 司法警察職員				
45 その他の保安職業従事者				
農林漁業従事者	農林漁業従事者	○	○	○
46 農業従事者				
47 林業従事者				
48 漁業従事者				
生産工程従事者	生産工程従事者	○	○	○
49 生産設備制御・監視従事者（金属製品）	製品製造・加工処理従事者（金属製品）(49，52)	○		
50 生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）(50，53)	○		
51 機械組立設備制御・監視従事者	機械組立従事者(51，54)	○		
52 製品製造・加工処理従事者（金属製品）				
53 製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）				
54 機械組立従事者				
55 機械整備・修理従事者	機械整備・修理従事者	○		
56 製品検査従事者（金属製品）	製品検査従事者(56，57)	○		
57 製品検査従事者（金属製品を除く）				
58 機械検査従事者	機械検査従事者	○		
59 生産関連・生産類似作業従事者	生産関連・生産類似作業従事者	○		
輸送・機械運転従事者	輸送・機械運転従事者	○	○	○
60 鉄道運転従事者				
61 自動車運転従事者				
62 船舶・航空機運転従事者				
63 その他の輸送従事者				
64 定置・建設機械運転従事者				
建設・採掘従事者	建設・採掘従事者	○	○	○
65 建設躯体工事従事者				
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）				
67 電気工事従事者				
68 土木作業従事者				
69 採掘従事者				
運搬・清掃・包装等従事者	運搬・清掃・包装等従事者	○	○	○
70 運搬従事者	運搬従事者	○		
71 清掃従事者	清掃従事者	○		
72 包装従事者	その他の運搬・清掃・包装等従事者(72，73)	○		
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者				
分類不能の職業	分類不能の職業	○	○	○
99 分類不能の職業				

労働力調査の実施の必要性

１　調査の目的・必要性

労働力調査（以下「本調査」という。）は、統計法（平成19年法律第53号）第２条第４項第３号に規定する基幹統計である労働力統計を作成するための調査である。

本調査は、我が国における就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得るための調査として不可欠である。

【政府内において想定される主な利活用】

〔区分〕

■重要な政策の立案・実施・評価のための基礎資料

■基幹統計など重要な統計作成への利用

■国際機関への提供など国際比較上の利用

■その他

〔具体的な利活用〕

・政府が毎月発表する「月例経済報告」における雇用面の景気分析指標として利用

・「第６次男女共同参画基本計画」（令和８年３月13日閣議決定）における目標値・フォローアップ指標として利用

・国民経済計算における雇用者報酬の推計に利用

・国際比較のための利用（国際機関（国際労働機関（ILO）、国際通貨基金（IMF）、経済協力開発機構（OECD）など）における就業者数、失業者数等の国際比較）

・男女共同参画白書、子ども白書などにおける分析に利用

など

２　他の統計調査との重複

本調査を代替できる統計調査は、他にない。

３　行政記録情報等の利活用

本調査の調査事項を代替できる行政記録情報は、ない。

４　事業所母集団データベースを利用した重複是正等

本調査は、世帯を対象とした調査であることから、事業所母集団データベースは利用しない。